

外部アドバイス（平成 29 年度）を踏まえた平成 30 年度の取組み

- (1) 適用範囲 大阪府庁環境マニュアルの適用範囲を対象とする。
- (2) 実施日 平成 30 年 3 月 27 日
- (3) 外部アドバイザー職・氏名
特定非営利活動法人大阪環境カウンセラー協会 廣瀬 桃子 氏
- (4) 外部アドバイス実施内容
①環境システムの実施・維持についての改善アドバイス
②事務局の取組状況についての改善アドバイス
- (5) アドバイスの概要

■【部局ごとの評価について】

エコ課計簿の提出と入力状況、内部環境監査結果からすると、部局（や所属）によって取組みに大きな温度差が感じられる。これらを解消していくためにも、取組状況（エコ課計簿の提出・入力状況も含む）や活動実績に関して、他部局との比較ができるような情報を、事務局から庁内環境総括責任者（各部局の次長）に向けて発信してはどうか。

そうすることによって、自部局の取組みレベルや課題をより明確に認識してもらうとともに、現場への具体的な指示・フォードバックも促すことができるのではないかと。

⇒ 部局ごとのコピーの両面率やコピー用紙使用枚数など、庁内環境総括責任者である部局の次長に取組状況を知らせ、エコオフィス活動の取組みをさらに進めるよう周知しました。

■【府立学校における取組みの推進について】

担当職員を対象とした研修を実施するだけでなく、所属長である校長に向けても改めて、「学校は環境教育に取り組んでいる現場であり、教える立場にある学校自身が府の環境マネジメントシステムの中で着実に環境活動を実践していくことには社会的に大きな意義がある」ということを訴え、取組みを推進する上での一層の理解と協力が得られるように働きかけてはどうか。

そうすることにより、学校の教職員が一体となって活動する為に必要な指示やサポートが校長によって実践され、一部の担当者だけに負担がかかり、現場の取組みが停滞してしまう事態も回避できるのではないかと。

⇒ 教育庁及び校長会準備会での意見を踏まえ、事務長会議や事務職員研修において、エコ課計簿を活用した環境マネジメントシステムの意義について説明しました。

また、内部環境監査において、府立学校 22 校に対して環境マネジメントシステムの運用について確認しました。

■【外部アドバイスのあり方について】

大阪府独自の環境マネジメントシステムの導入から 9 年が経ち、その間に外部アドバイスに期待される内容も変わりつつある。現行のような書類に基づき事務局とのやり取りによって行うアドバイス以外にも、現場への直接訪問や担当者へのインタビューを通じて、現場で必要とされるアドバイスを提供することも考えられる。

環境マネジメントシステムを運用する他の自治体の実態を調べ、その情報も参考に、今後の大阪府としての外部アドバイスのあり方や具体的な方法を再考してみてもどうか。

⇒ 他府県の外部アドバイスの状況を調査したことを踏まえ、大阪府独自の環境マネジメントシステムにおける外部アドバイスにおいては、環境マネジメントシステムの適切な運用の確認、各所属におけるエコオフィス活動の推進についての助言、問題点に関する改善方法の助言等をしてもらうこととしました。